

高知県米需給調整総合対策事業推進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県米需給調整総合対策事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 米の需給調整に関する事務を円滑に実施するため、市町村（以下「補助事業者」という。）が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助事業の補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額が増額となる場合

(2) 補助金額が30パーセント以上の減額となる場合

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

2 知事は、前項の規定による補助事業の変更（中止・廃止）の承認の申請を受理したときは、これを審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(遂行状況の報告)

第7条 知事は、補助事業者が補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において実績報告書を提出していない場合は、規則第10条第1項の規定により、別記第3号様式による遂行状況報告書を当該年度の1月20日までに提出するよう求めるものとする。

(概算払)

第8条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、別記第5号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は補助事業に関し不正の行為を行ったとき。

(2) 補助事業者が虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助事業者が補助金の交付の条件に違反したとき。

(4) 補助事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。

(補助の条件)

第 11 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る帳簿及び関係書類は、一括して整備した上で、当該補助事業の終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。
- (2) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- (3) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならない。
- (4) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、規則第 4 条第 1 項ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に関する県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して、第 1 号から第 6 号の条件を付さなければならないこと。

(グリーン購入)

第 12 条 補助事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第 13 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第 9 条第 3 項、第 11 条及び第 13 条の規定は、同日

以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成 24 年 5 月 29 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日に遡り適用する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

補助事業の内容	補助対象経費		補助率
	区分	内 容	
<p>市町村又は間接補助事業者である地域農業再生協議会（地域水田農業推進協議会を含む。以下「地域協議会」という。）が行う次に掲げる米の需給調整事務に関する事業</p> <p>（1）生産調整方針の作成及び運用に関する助言及び指導</p> <p>（2）生産調整の実施に必要な農業者情報の整備</p> <p>（3）地域協議会別、認定方針作成者別及び非参加農業者別の需要量に関する情報提供</p> <p>（4）地域内の水稻作付面積、総収穫量等の把握に必要な情報交換、現地確認等</p> <p>（5）水稻生産実施計画書（以下「実施計画書」という。）の作成（印刷）、配布、回収及び電算処理</p> <p>（6）実施計画書を提出した農業者の生産調整実施状況の確認</p> <p>（7）前各号に掲げる事務に関する調査、報告、研修、広報等</p>	1 謝金	職員以外の確認協力者等に対する謝金及び報償金	定額
	2 旅費	職員旅費及び確認協力者等旅費	
	3 庁費	<p>1 賃金及び共済費</p> <p>補助事業者が任用又は雇用する職員の以下に掲げる経費</p> <p>①地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員への給料、報酬及び期末手当等並びにこれらに係る共済費（社会保険料及び児童手当拠出金（以下同じ。））。</p> <p>②臨時雇用職員の賃金及び超過勤務に対して支払う対価並びにこれらに係る共済費。</p> <p>2 需用費</p> <p>消耗品費、燃料費（自動車燃料に限る。）、印刷製本費、機械器具等の修繕料</p> <p>3 役務費</p> <p>通信運搬費、測量等の手数料</p> <p>4 使用料及び賃借料</p> <p>会場借上料等</p> <p>5 備品購入費</p> <p>機械器具等の備品購入費（その合計額は、50万円未満とする。）</p>	

	4 委託費	事務の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費	
	5 助成費	地域協議会が実施する補助事業に要する経費につき、市町村長が助成する場合における当該助成に要する経費	

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

市町村長

令和 年度高知県米需給調整総合対策事業推進費

補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県米需給調整総合対策事業推進費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円
の交付を申請します。

記

- 1 事業の内容及び実施計画
別紙の1のとおり
- 2 収支予算
別紙の2のとおり
- 3 事業完了予定年月日
令和 年 月 日

別紙

1 事業の内訳及び実施計画

(1) 事業の内容

事業区分		事業範囲	備考
1	生産調整方針の作成及び運用に関する助言及び指導		
2	生産調整の実施に必要な農業者情報の整備		
3	地域協議会別、認定方針作成者別及び非参加農業者別の需要量に関する情報提供		
4	地域内の水稲作付面積、総収穫量等の把握に必要な情報交換、現地確認等		
5	実施計画書の作成（印刷）、配布、回収及び電算処理		
6	実施計画書を提出した農業者の生産調整実施状況の確認		
7	前各号に掲げる事務に関する調査、報告、研修、広報等		

(備考) 補助事業として実施するものは事業区分別に「事業範囲」欄に「○」を記入し、実施しないものは同欄に斜線を引いてください。

(2) 事業の実施計画

(単位：円)

区分	経費内容	事業費	負担区分		事業区分	備考
			補助金	市町村等費		
1	謝金					
2	旅費					
3	庁費					
	賃金					
	共済費					
	需用費					
	役務費					
	使用料及び賃借料					
	備品購入費					
4	委託料					
5	助成費					
	謝金					
	旅費					
	庁費					
	委託料					
	小計					
合計						

(備考) 1 「事業区分」欄は、(1)の事業内容の事業区分番号を記入してください。

2 助成費の「備考」欄は、助成先の地域協議会の名称を記入してください。

2 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
補助金					
市町村費等					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算	前年度予算	比較増減		備考
			増	減	
市町村費					
助成費					
合計					

(備考) 1 「市町村費」欄は、市町村の支出額（地域再生協議会への助成を除く）を記入してください。

2 「助成費」欄は、地域再生協議会への助成額を記入してください。

高知県知事 様

所在地

市町村長

令和 年度高知県米需給調整総合対策事業推進費
補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました令和 年度高知県米需給調整総合対策事業推進費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県米需給調整総合対策事業推進費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、申請します。

記

1 変更交付申請額

交付決定額	変更額	変更交付申請額
円	円増（減）額	円

2 変更の理由

3 変更の内容

（注）別記第1号様式の別紙の1を用い、変更部分について、変更前の値を上段に括弧書きで記入してください。

4 収支予算

（注）別記第1号様式の別紙の2を用い、変更部分について、変更前の値を上段に括弧書きで記入してください。

※中止・廃止の場合は「1 中止（廃止）の理由」「2 中止の期間（廃止の時期）」を記以下に記載すること。

高知県知事 様

所在地

市町村長

令和 年度高知県米需給調整総合対策事業推進費

遂行状況報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありました事業について、高知県米需給調整総合対策事業推進費補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり報告します。

記

令和 年 12 月 31 日現在

計 画		進 捗 状 況		
事業費 (A)	完了予定 年 月 日	事業費 (B)	進捗率 $(B) \div (A) \times 100$	完了予定 年 月 日
円			%	

(注) 進捗率は、1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記入してください。

第4号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

市町村長

令和 年度高知県米需給調整総合対策事業推進費
補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました令和 年度高知県米需給調整総合対策事業推進費補助金について、下記により金 円を概算払で交付していただきたいので、高知県米需給調整総合対策事業推進費補助金交付要綱第8条の規定により、請求します。

記

1	交付決定額	金	円
2	交付済額	金	円
3	今回請求額	金	円
4	未請求額	金	円

第5号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

市町村長

令和 年度高知県米需給調整総合対策事業推進費
補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありました令和 年度高知県米需給調整総合対策事業推進費補助金について、下記のとおり実施しましたので、高知県米需給調整総合対策事業推進費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業の内容及び実績
別紙のとおり
- 2 収支精算
別紙のとおり
- 3 事業完了年月日
令和 年 月 日

別紙

1 事業の内訳及び実績

(1) 事業の内容

事業区分		事業範囲	備考
1	生産調整方針の作成及び運用に関する助言及び指導		
2	生産調整の実施に必要な農業者情報の整備		
3	地域協議会別、認定方針作成者別及び非参加農業者別の需要量に関する情報提供		
4	地域内の水稲作付面積、総収穫量等の把握に必要な情報交換、現地確認等		
5	実施計画書の作成（印刷）、配布、回収及び電算処理		
6	実施計画書を提出した農業者の生産調整実施状況の確認		
7	前各号に掲げる事務に関する調査、報告、研修、広報等		

(備考) 補助事業として実施するものは事業区分別に「事業範囲」欄に「○」を記入し、実施しないものは同欄に斜線を引いてください。

(2) 事業の実績

(単位：円)

区分	経費内容	事業費	負担区分		事業区分	備考
			補助金	市町村等費		
1	謝金					
2	旅費					
3	庁費					
	賃金					
	共済費					
	需用費					
	役務費					
	使用料及び賃借料					
	備品購入費					
4	委託料					
5	助成費					
	謝金					
	旅費					
	庁費					
	委託料					
	小計					
合計						

(備考) 1 「事業区分」欄は、(1)の事業内容の事業区分番号を記入してください。

2 助成費の「備考」欄は、助成先の地域協議会の名称を記入してください。

2 収支精算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
補助金					
市町村費等					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
市町村費					
助成費					
合計					

(備考) 1 「市町村費」欄は、市町村の支出額（地域再生協議会への助成を除く）を記入してください。

2 「助成費」欄は、地域再生協議会への助成額を記入してください。

高知県知事 様

所在地

市町村長

令和 年度高知県米需給調整総合対策事業推進費
補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました令和 年度高知県米需給調整総合対策事業推進費補助金について、高知県米需給調整総合対策事業推進費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金額の確定額
(令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による補助金交付決定額)
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額
金 円

(注) 事業の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。